

「イノベーション推進事業」基本計画

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

我が国の産業競争力を強化し我が国経済の持続的な発展を達成するためには、社会ニーズに対応する技術課題の解決に向けて、大学等の有する優れた技術シーズを活用しつつ重点的な取組みを促進するとともに、技術開発成果の実用化を推進し新規市場の創出につなげ社会に普及することが重要な課題である。

経済成長戦略大綱（平成18年7月）では、イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みを強化すること、特に、大学、公的機関、産業界、政府が連携し、研究から市場へ、市場から研究へと双方向の取組を促す仕組みの構築を目指すことの重要性が示された。

このため本事業では、大学等の優れた技術シーズを実用化に効率的に結実させることを目指した実用化開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業競争力の強化、イノベーションの促進を図ることを目的とする。なお、実施に当たっては、事業者が新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進する。

(2) 制度の目標

本制度では、優れた技術シーズを実用化につなげることを目指した研究開発を促進し新たな価値創造（イノベーション）を推進することにより、我が国の産業競争力を強化し、雇用の創出を図るとともに、活力ある経済社会の実現に資することを目標とする。

(3) 制度の内容

<制度の概要>

民間企業による優れた技術の実用化開発に係る支援及び大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）と民間企業が連携し実施する優れた技術の実用化開発に係る支援を行う。実施に当たっては、必要に応じ特定の技術開発課題やテーマを設定して実施する場合がある。

また、異分野の要素技術の融合、海外を含めた外部イノベーション資源の取り込みや変化に対応したイノベーションの加速の重要性にかんがみ、国際共同研究を戦略的に推進する。

なお、技術経営力の強化の観点から、新規採択審査に当たり企業に蓄積された知的資産の活用状況、申請事業の位置付けなどについて明確化を図る。

ア. イノベーション実用化

イノベーションの創出が期待される優れた技術の実用化開発を行う民間企業、技術研究組合に対し助成する。

a) 産業技術実用化開発（産業技術枠）

科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた

た提案に対し助成する。

b) 研究開発型ベンチャー技術開発（研究開発型ベンチャー枠）

研究開発型ベンチャーが保有する技術シーズの実用化を促進するため、研究開発型ベンチャー企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し助成する。

c) 次世代戦略技術実用化開発（次世代戦略技術枠）

民間企業独自の研究開発リソースが十分でない、よりリスクの高い中期の実用化開発を支援する。具体的には、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化開発を行う民間企業の研究開発終了後5年以内で実用化の可能性の高い優れた提案に対し助成する。

イ. 大学発実用化

民間企業から資金等の提供を受けて大学等において技術開発を行う技術移転を扱う組織（以下、「TLO等」とする。）又は大学等の技術シーズを活用した実用化開発を大学等と連携して実施する民間企業に対し助成する。また、技術シーズを研究開発、実用化へとつなげるため、産業技術人材を活用する。

i) 研究開発

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

ii) 低炭素研究開発（平成20年度補正）

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う低炭素社会の実現に資する実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は1年程度とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

iii) 産業技術人材活用

産学連携業務等の実務経験を有する者を産学連携機関等（以下「受入機関」という。）と一体で募集し、審査の結果、採用された者をNEDO技術開発機構が雇用した上で、受入機関に派遣し、技術シーズを研究開発、実用化へとつなげるための支援を行う。

ウ. エコイノベーション

i) 探索研究

環境重視・人間重視の技術革新・社会革新（エコイノベーション）の創出に資する探索研究を実施する。

エ. 研究底支え型

実用化に資する研究開発を行うために必要な機械装置等の取得を支援し、研究開発投資の促進を図るため、民間企業、技術研究組合に対し助成する。

<対象事業者>

ア. イノベーション実用化

- i) 申請時に日本に登録されている民間企業、技術研究組合であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。

- ii) 研究開発型ベンチャー枠については、上記 i) の条件に加え、原則として申請時において設立 10 年以内である中小企業。

イ. 大学発実用化

TLO 等又は民間企業を中心に大学の研究シーズを活用した産学連携型の研究開発体制を構築した者とする。

なお、TLO 等、及び民間企業に係る要件は、以下のとおりとする。

i) TLO 等の場合

事業者が TLO 等の場合は、本国内に所在する者であって、研究開発等により得た成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者で、次のいずれかを満たす者。

- ・承認 TLO
- ・認定 TLO
- ・法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

ii) 民間企業の場合

事業者が民間企業の場合は、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、かつ大学等との連携体制を維持しながら研究開発を行う者。また、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する者。

産業技術人材の活用（雇用）に係る要件は、以下のとおりとする。

大学卒業以上で産学連携等業務の経験を有する原則 40 歳未満の者で、他と二重雇用にならない者。また、受入機関となる産学連携機関等の受入承諾を受けていること。

ウ. エコイノベーション

日本国内に登記されている民間企業、研究機関、大学等。

エ. 研究底支え型

日本国内に登記されている民間企業、技術研究組合。

< 助成条件等 >

(1) 研究開発テーマの実施期間

ア. イノベーション実用化

2 年以内。なお、必要に応じて、延長による開発成果の向上に著しい効果が見込まれる等必要なものについてさらに 1 年を限度に延長する場合がある。

イ. 大学発実用化

- a) 研究開発：3 年以内
- b) 低炭素研究開発（平成 20 年度補正分）：1 年程度
- c) 産業技術人材活用：雇用契約は単年度とし、最長で 3 年間。ただし、継続については審査によって決定する。

- ウ. エコイノベーション
 - a) 探索研究：1年以内

- エ. 研究底支え型
 - 2年以内

(2) 規模・助成率

ア. イノベーション実用化

①助成額

研究開発実施期間を通じ3億円程度まで（但し、新規提案時の下限は年間1千万円とする）

②助成率

- a) 産業技術枠 : 1 / 2 以内
- b) 研究開発型ベンチャー枠 : 2 / 3 以内
- c) 次世代戦略技術枠 : 2 / 3 以内

イ. 大学発実用化

a) 研究開発

①助成額

年間1億円程度まで（但し、新規提案時の下限は年間1千万円とする）

②助成率

2 / 3 以内

b) 産業技術人材活用

月額を支給する。ただし、基本給、諸手当、社会保険及び労働保険の個人負担分等を全て含む。

ウ. エコイノベーション

①委託額

i) 探索研究：1千万円程度まで

探索研究において、実証的に試験データの収集・検証等を行う場合には上限額を超えることがある。

エ. 研究底支え型

助成額

助成期間を通じ10億円程度まで（但し、下限は5百万円とする。）

助成期間中の機械装置等の減価償却費の額（但し、取得価格の1 / 10以内とする。）

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO技術開発機構」とする。）が、公募によって研究開発テーマ（探索研究テーマ）及びその実施者を選定し、助成及び委託により実施する。ただし、原則、国内に研究開発拠点を有していること（エコイノベーションを除く）。なお、国外企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から、必要な部分については、国外企業等との連携により実施することができる。（別紙参照）

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDO技術開発機構は、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、制度評価などにおける内部評価の結果を運営管理に反映させる。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。

公募に際しては、NEDO技術開発機構のホームページ上に、原則、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。

また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。

b) NEDO技術開発機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。

特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決により直接的で、かつ大きな効果を有する案件を選定する。

c) 公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る（一部事業を除く）。

d) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

e) 新規採択分の予算が十分にある年度は、年2回の公募・採択を実施する。

②研究開発テーマの評価

NEDO技術開発機構は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。

なお、評価の実施時期については、当該研究開発に係る技術動向、政策動向や当該研究開発の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直すものとする。

3. 本制度の実施期間

平成19年度から実施。

4. 評価に関する事項

NEDO技術開発機構は、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により毎年度、実施する（事後評価を含む）。

ただし、制度立上げの初年度、翌年度に公募を実施しない年度においては制度評価を実施しないこととする。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1) 制度基本計画の変更

NEDO技術開発機構は、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2) 根拠法

本事業は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第2号、第3号、第7号及び第9号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

平成19年4月 従来の「産業技術実用化開発助成事業」「大学発事業創出実用化研究開発事業」を統合し、「イノベーション実用化助成事業」として制定。

平成20年4月 「エコイノベーション」を追加し、「イノベーション推進事業」として制定。

平成21年4月 「大学発実用化」に「産業技術人材活用」を追加。

平成21年6月 「イノベーション実用化」における対象事業者への技術研究組合の追加、研究底支え型の追加等。

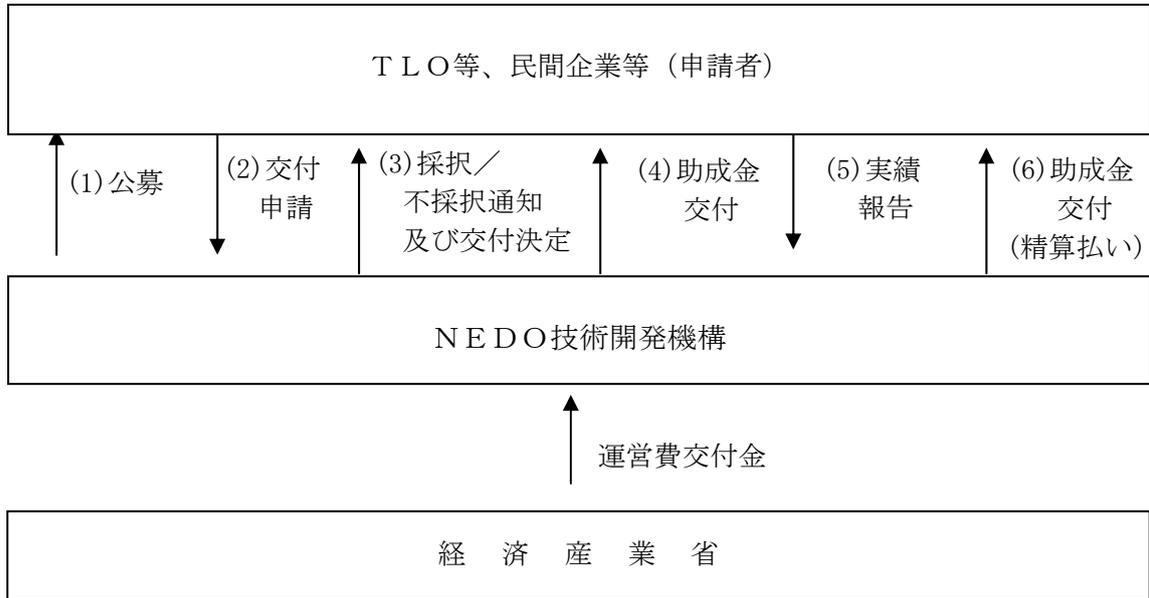
(別紙)

実施体制①

「イノベーション実用化」

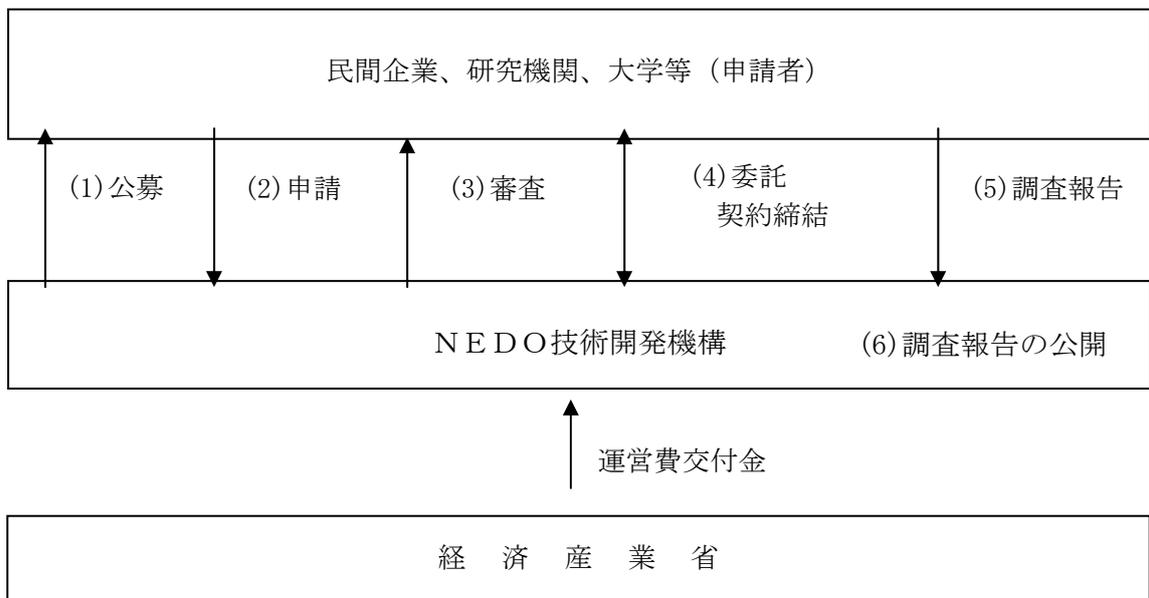
「大学発実用化」

「研究底支え型」



実施体制②

「エコイノベーション推進事業」



実施体制③

「産業技術人材活用」

